

(注5) 仮設等：観客用座席、セキュリティエアコンスなど
 オーバーレイ：運営用のアレック・テント
 エネルギー：発電機、無停電電源装置、電気使用料など
 テクノロジー：放送用映像回線、音響システム、パソコン、競技計測など

(表10) 共同実施事業 (都及び国の経費負担の内訳) (単位：億円)

項目	都	国
会場関係	2,691	266
仮設等	1,917	181
エネルギーインフラ	412	41
テクノロジー	361	43
大会関係	654	111
輸送	126	22
セキュリティ	444	23
オペレーション		
管理・広報	83	65
マーケティング		
その他	—	—
新型コロナウイルス感染症対策関連	102	250
合計	3,448	629

共同実施事業の実施に係る案件内容、詳細な経費等の確認は、表11のとおり主に共同実施事業管理委員会の下部組織である作業部会(東京都作業部会、パブリック作業部会、新型コロナウイルス感染症対策作業部会)で行われている(P 6 4以降参照)。会場・インフラ、セキュリティ等のF Aごとに組織委員会から提出された契約に係る資料について都の担当者が内容を審査した後、作業部会に報告し、その内容が確認されていることが認められた。共同実施事業管理委員会は、作業部会から執行状況や経費削減の取組の報告を受け、その内容を確認している。

また、共同実施事業の負担金交付のうち、仮設インフラ及びオーバーレイなどに係る都と組織委員会の負担額について各契約を見たところ、大枠の合意に基づき明確に負担内容が整理され、実績に基づき経費分担がされたことを確認した。

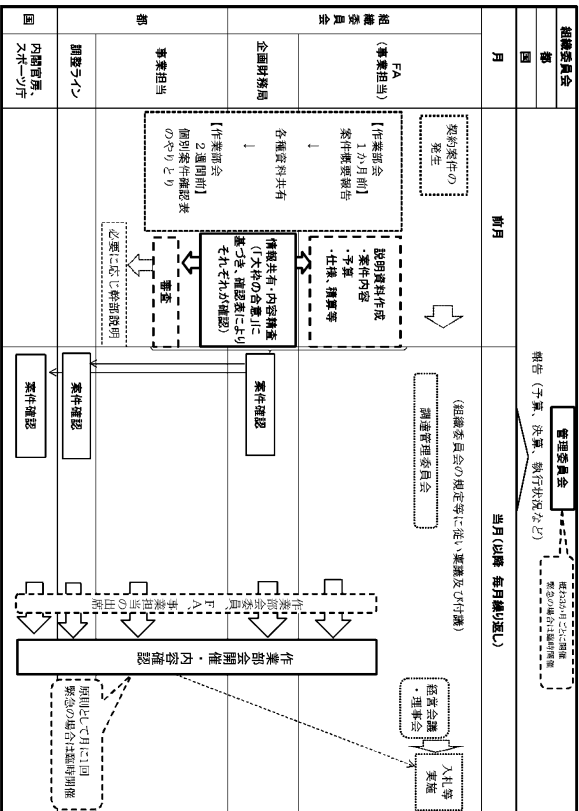
実際の支出の手続は、前述「(1) 法人運営体制の整備」にある事案決定細則による決定権者の決裁により支出を決定しており、支出額によっては決定権者の決裁の前に経営会議、理事会の承認を前置する制度となっていた。

各作業部会の設置や都の担当による審査等の手続は、共同実施事業管理委員会を有効に機能させることで、都等の経費負担が増大しないよう努める必要があるという前回報告書の要項事項に沿ったものとなっている。

上記のとおり、組織委員会は共同実施事業の目的や協定等に沿って適切かつ効果的な事業実施

に取り組み、都は共同実施事業に係る確認を行っていたが、共同実施事業を含む事業に関して該合事件が発生したことに都民・国民の厳しい目が注がれた。
 また、入札談合等の独占禁止法違反行為を行った事業者は、排除措置命令等が確定した場合、被害者である組織委員会に対して損害賠償責任を負う。公費が充当された契約案件については、都として損害賠償金額部分の公費返還措置等の対応を検討していく必要がある

(表11) 共同実施事業 執行の段階における確認の流れ



(4) 新型コロナウイルス感染症の拡大を踏まえた大会への対応

当初、大会の準備は予定どおりに進んでいたが、令和2年に入り、国内外で新型コロナウイルスの感染が広がり、海外ではロンドンや出場選手選考会の延期・中止といった事象が生じた。その後さらに新型コロナウイルスの感染が拡大し、状況が深刻化したことから、令和2年3月24日に東京2020大会の1年延期が決定した。

組織委員会は、この大会延期に対応するため、「新たな出発 東京2020大会実施本部」を発足させ、競技会場と競技日程の早期確定、改訂すべき契約の洗い直し、サービスマナーの見直しを実施した。また、大会の更なる簡素化にも取り組み、選手以外の大会関係者の参加人数を10～15%程度削減するなど、52項目の見直しを決定した。

新型コロナウイルス感染症対策については、令和2年9月に、国、都及び組織委員会等で構成する「東京オリンピック・パラリンピック競技大会における新型コロナウイルス感染症対策調整会議」が設置され、総合的に検討・調整が行われた。

組織委員会は、IOC、国際パラリンピック委員会（以下「IPC」という。）とともに、専門家の科学的知見も踏まえ、全ての東京2020大会の参加者と日本国民にとって、安全、安心な大会を確保するため、東京2020大会において参加者が遵守すべき新型コロナウイルス感染症対策上のルールブックであるアレイブックを作成し、公表した。このアレイブックは、新型コロナウイルスの変異株に対応した追加的な対策を踏まえるとともに内容をより具体化、精緻化し、第三版まで作成し、公表している。

また、大会開催時は、メインオペレーションセンター内に感染症対策センターを設置し、大会終了後までアスリート等の健康状況を随時モニタリングし、感染の疑いがある者に対する早期検査や陽性者の早期発見に努めた。

さらに、東京2020大会開催の直前、令和3年7月8日に東京をはじめ、多くのオリンピックの会場で原則無観客開催となり、パラリンピックも同様の状況となった。このため、組織委員会は急遽、会場運営体制変更への対応を行うとともに、約54.5万枚販売した一般販売分チケットのうち約54.1万枚を払い戻すなど、迅速かつ的確な対応がとられた。

上記のとおり、組織委員会は大会の延期への対応と新型コロナウイルス感染症対策、原則無観客開催への対応を機動的に行う一方で、52項目の見直しなど大会の更なる簡素化にも柔軟に取り組み、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大という未曾有の状況下で、オリンピック42競技会場、パラリンピック21競技会場等において、大きな問題が生じることなく会場運営を行った。

なお、暑さ対策については、昨今の夏の猛暑を受け、競技の開始時刻を予め前倒しするなどの調整も行っていたものの、オリンピックのマラソンやサッカーなど一部の競技においては、開始時刻変更の決定及び連絡が競技の前日となったため、アスリート等の一部関係者から不満の声が上がった事例があった。

(5) 予算執行管理

組織委員会では、財務管理及び財務リスクのガバナンスを図るため、予算執行に関する意思決定についても、事案決定細則の決裁区分に従ってなされ、案件によっては経営会議における審議・了承、理事会の決定を経て決裁がなされるなど、複数の組織機関による決定を経ることで統制機能を維持していた。予算執行管理については、これに加えて、企画財務局に各FAを担当する予算マネージャー（最大時14名、1名が複数のFAを担当）を置き、FAの予算執行を第一義的に審査することで、一層厳格な予算執行管理に努めている。（各予算マネージャーは、それぞれ各

競技会場についても担当している。）

具体的には予定価格が3,000万円以上となる契約に関しては、事務総長による決裁案件とし、事務総長をトップとする経営層によって構成された前述の経営会議に付議し、必要性と有効性を確認している。（令和元年6月以降は、意思決定の迅速化を図るため、事務総長決裁基準は請負・委託契約2億円以上、物件の買入等6,000万円以上とした。）

一方で、最適な調達の実現と、調達活動の公平性、公正性及び透明性を担保するため、少額契約を除き、弁護士や会計士の外部委員を含む調達管理委員会（当初予定価格3,000万円以上、事務総長決裁基準の変更後の令和元年6月以降は、請負・委託契約2億円以上、物件の買入等6,000万円以上）及びその下部機関である調達会議（予定価格50万円以上）において、調達方式及び調達金額の妥当性などについて審議を行っている。

FAごとの予算執行状況及び調達の進捗状況は、財務会計システムにより即時に把握することが可能となっていた。所管するFAの事業を司る各局の局長に対しては、月次でFAごとの予算執行状況を示すなど、主体的な予算管理が進められていた。

こうした取組は、FA別の予算執行額を把握した上で、適切な予算管理を行うことが望まれるという前回報告書の要望事項に沿ったものとなっている。

上記のとおり、組織委員会は、業務別のFAごとの管理を行う仕組みを確立し、予算マネージャーによる審査を行うなど、予算執行管理を厳格に行っていた。

(6) 調達に適正化

ア 抽出した契約の検証

調達は、大会の運営に必要な機器、備品、サービスのほか、施設、仮設等、設備の工事など多岐にわたっており、監査の対象とした。平成29年度から令和3年度までの契約案件の件数は6,419件で、その金額は6,310億余円（税抜き）となっている（注6）。

このうち、410件（4,174億余円（税抜き））の契約案件について検証した。契約案件の選定に当たっては、金額の多寡、契約変更の有無、契約の時期、履行期限、落札比率、特命随意契約と同様の特別契約、スポットナーとの契約となるパートナー供給契約、専任代理店契約を対象とすることに加えて、東京2020大会の特質に基づき次の選定基準を設けた。

選定基準は次のとおりである。

第一に、無観客になると調達に際し必要量が減ることから、それに応じた契約となっているかなどについて確認するため、無観客による影響を受ける案件を対象とした。例としては、競技会場の警備、チケット販売、医療用消耗品をはじめとした消耗品、弁当、清掃、輸送、ラストマイルでの警備・仮設・サイン・装飾等、ボランティアのユニフォーム等、公衆無線LANの機器及び通信契約などが挙げられる。

第二に、開催の延期は経費の増加要因につながるため、コスト削減の取組に係る案件を対象とした。例としては、競技会場における仮設オーバーレーンの仕様の見直し、競技会場等の装飾の削減、聖火リレーの実施方法の簡素化などが挙げられる。

第三に、都の負担と組織委員会の負担とが一体化した経費項目において、それぞれ大枠の合意に沿った負担となっているか確認するため、都の負担と組織委員会の負担とが混在している経費項目を対象とした。例としては仮設オーバーレーン、輸送などが挙げられる。

第四に、経済合理性を基本とし、環境負荷の低減といった持続可能性を追求することとしている中で、両立が困難な局面もあることから、持続可能性に関する案件を対象とした。例としては、食品を扱う選手村や競技会場等でのダイニンング施設、再生金属を利用した入賞メダル、競技会場・施設での工事、運営時の廃棄物処理に関するなどが挙げられる。

第五に、安全かつ安心な大会の開催に際して新型コロナウイルス感染症対策は必須の課題であると同時に経費の増加につながっていることから、新型コロナウイルス感染症対策に関する案件を対象とした。例としては、大会関係者・観客等を対象とした対策、検査管理システム等の構築などが挙げられる。

これらの選定基準により抽出した契約条件を検証したところ、大部分の調達に問題は認められなかったが、次の事例が見受けられた。

(注6) 令和3年度の契約案件の件数及び金額は4月から12月までの数値となる。

＜事例ア＞ 医療用消耗品の廃棄

安全かつ安心な大会運営を行うために、新型コロナウイルス感染症対策の一環で、マスク、手袋などの医療用消耗品を整備してきたが、原則無観客の決定に伴い来場者が大幅に減少したことに加えて、発熱患者の発生が限られていたことから、原則無観客の決定前に納入された医療用消耗品に、余剰が生じる状況となった。余剰が見込まれるものについては、発注の取りやめはもたらんこと、返品の交渉に取り組みとともに、競技会場間での融通を図りつつ、大会終了後は競技会場の施設管理者及び協力医療機関等に譲渡することで有効活用を図っていた。

しかしながら、一部競技会場の撤収に当たっては、施設所有者に競技会場を引き渡すスケジュールや保管場所の制約により、9競技会場でマスク3万3,000枚等、金額換算で約500万円の医療用消耗品が廃棄された事例があった。

＜事例イ＞ 業務委託契約における消費税の取扱い

組織委員会では、大会の準備・運営のために必要な機器の調達等に当たって、多くの業務委託契約を締結している。この契約金額の中には、輸送、設置等に係る動産保険料が含まれ

ているが、その消費税課税の取扱いが受託者により異なっていたり、さらに、同一の受託者においても、契約によって異なっていたりしていた。このように、消費税の課税事業者である受託者との契約において、委託費総額を消費税の課税対象としている契約がある一方で、保険料部分を課税対象としない契約があり、その結果として、組織委員会が契約に基づいて支払う消費税込みの委託費の額が異なる状況であった。

＜事例ウ＞ 調達コードに基づく物品の不使用

組織委員会では、物品やサービスの調達において、経済合理性のみならず持続可能性にも配慮した調達を行うことで、その社会的責任を果たしていくとともに、広く社会に持続可能性を重視する姿勢が定着するよう促していくとして、「持続可能性に配慮した調達コード」を策定した上で運用している。この調達コードでは、「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」(以下「本方針」という。)に定められた水準を満たす物品等の使用を求めている。本方針では、都の報告団体(事業協力団体)の工事について、環境物品等の使用の推進に努めることが望ましいとされており、建築工事で使用するクーラールについては、原則として環境配慮型(EM)クーラールを推進するとされていた。しかし、大会経費削減を徹底する中で予算の範囲内とするため、基本及び実施設計段階が調達コードの運用前の工事で、同クーラールを使用していない状況が見受けられた。

＜事例エ＞ 要求水準書によらない契約変更手続

組織委員会では、競技会場となる競技施設や公園施設等を大会で使用可能な状態にするために、テントやグレハブなど必要な仮設の施設整備やインフラ、設備及び機器等の整備及び改修工事を会場ごとに行っている。これらの工事では、実施設計と施工を一括して発注するデザインビルド発注方式を採用し、受注者に求める業務の水準を要求水準書などの発注図書に定めている。受注者は、この水準を遵守して業務を遂行することとされている。要求水準書では、受注者が実施設計を完了し、作成した工事費等内訳書について発注者と合意した以降に生じる設計変更については、この内訳書に基づき行うことと記載されており、内訳書の各単価は原則変更しないと解釈できる。しかし、実施設計完了後に決定された大会の延期に伴い労働単価が上昇したことから、受注者との協議の結果、交通誘導員の単価を増額した契約変更を行っている工事が見受けられた。

＜事例オ＞ 問合せ窓口の対応

個人、民間企業、地方公共団体等からの電話及びメールによる問合せに対応するため、平成26年6月から「TOKYO2020 お問い合わせ窓口」を開設していた。この問合せ窓口の対応状況について見たところ、仕様が常時固定の人員配置となっていたため、問合せが増加

したにもかかわらず、電話におけるオペレーターの応答率が低く、状況に応じた柔軟な対応ができなかった月が見受けられた。また、多言語対応の取組が進められる中、メールによる問合せ等については2か国語(日本語・英語)に対応しているものの、電話応答については、大会期間中を除き日本語のみであり、多言語対応となっていないなどの状況が見受けられた。

イ 談合(受注調整) 事件に関わる契約等について

組織委員会が発注した事業であるテストイベント計画立案等業務委託等の入札において、談合事件が発生した。事件の重大性を鑑み、P25の(6)アにおいて抽出して検証した他の契約案件とは別個に、対象となったテストイベント計画立案等業務委託契約については全26件を、また、同契約の受託者がそのままテストイベントの実施運営や本大会の実施運営等の業務も委託していたことから、これらの契約についても必要な案件を契約の適正性などの観点から検証した。これらについてはP39の(11)以降において詳述する。

なお、検証に当たっては、東京地方検察庁特別捜査部の捜査や公正取引委員会による調査に影響がない範囲で組織委員会から契約書、稟議書、事業者選定に関する書類等の資料の提出を受け実施した。

(7) 収入確保

組織委員会が負担する費用の財源とするため、主に、国内のスポンサーシップ、ライセンシング及びチケットング等からなる組織委員会のマーケティングプログラム(注7、P67以降参照)などを中心に、収入確保に係る取組を行っている。

ア ワークテイングプログラム

新型コロナウイルスの感染拡大による大会開催の延期、直前の原則無観客開催決定など、大会史上前例のない状況においても、組織委員会によるマーケティング収入のうち、国内スポンサー、ライセンシング及びチケット売上げの合計額は、909億円と、1996年アトラクタ大会以降最大であった2012年ロンドン大会組織委員会の2,414億円を大きく上回っている(注8)。

(ア) 東京2020スポンサーシッププログラム

東京2020スポンサーシッププログラムは、ワークテイング総収入の最大化及びオリンピック・パラリンピックムーブメントの促進を目標として、大会運営費の調達などのために行われるとともに、本プログラムに参加することで、各企業は東京2020大会の呼称やエンブレム等のワークの使用などの権利を行使することが可能になる。図1のとおり、ワークテイングに係るスポンサーシップの構造は、IOCもしくはIPCが管理するワールドワイドパートナーを頂点とし、その下に各国・地域の大会組織委員会が確保する国内スポンサーが位置付けられている。東京2020スポンサーシッププログラムにおいて、国内スポンサーは、ワールドパートナー、オフィシャルパートナー及びオフィシャルサポーターの3階層に分かれている。

組織委員会は、東京2020スポンサーシッププログラムに基づき、国内スポンサーを募集した。

スポンサー契約については、IOCの承認を受けたのち、事案決定細則による決定権者が決裁し、その後、経営会議、理事会に報告案件として報告する意思決定過程となっていた。

なお、個々の民間企業とのスポンサー契約書、専任代理店契約書等については、秘密保持契約により守秘義務があるとして、組織委員会から提示がなされなかったため確認はできなかった。

東京2020スポンサーシッププログラムに基づく国内スポンサーからの収入(国内のスポンサーシップ)は、大会延期決定前における拠出額(3,506億円)に、大会延期後の追加の拠出額(約250億円)を加えて、V5予算の3,500億円を上回る3,761億円となった。これは、2008年北京大会の1,303億円や2012年ロンドン大会の1,230億円の3倍に迫り(注8)、オリンピック・パラリンピック競技大会史上最大規模の金額である。

従来の大会においては原則 1 業種で 1 社としていたスポンサーについて、東京 2020 大会では国内スポンサーについては同一業種であっても複数社の参加を可能とした。このような取組により、2008年北京大会の51社や2012年ロンドン大会の42社（注8）を上回る68社の国内スポンサーを確保した。

(イ) 東京 2020 ライセンスングプログラム

東京 2020 ライセンスングプログラムは、組織委員会が保有する東京 2020 大会に関するマーク、JOCが保有するJOC及びオリンピックピック日本代表選手団に関するマーク、並びにJPCが保有するJPC及びパラリンピック日本代表選手団に関するマークを、当該プログラムにおいて契約した商品に使用して製造及び販売するものである。国内スポンサーはライセンス使用許諾に当たり、その商品のカテゴリーについては優先権があった。

ライセンス契約については、組織委員会内のライセンサー審査会による審査及びIOCによる承認を経た後に、事案決定細則による決定権者が決裁する意思決定過程となっていた。なお、個々の民間企業とのライセンス契約書、専任代理店契約書等については、秘密保持契約により守秘義務があるとして、組織委員会から提示がなされなかったため確認はできなかった。

東京 2020 ライセンスングプログラムに基づく収入（ライセンサーング）について、東京 2020 大会でのライセンサーの許諾社数は127社となり、1996年アトランタ大会の125社を超え過去最多を記録した。これによりライセンサーングによる収入額はV5予算の140億円を超える144億円となり、歴代首位である2008年北京大会の174億円に迫るものとなった（注8）。

ライセンサーングにおいては、平成28年からのTokyo2020オリジナル・マーチャンドイズ（注9）を皮切りに、市場のニーズに合わせて多岐にわたる豊富なライオングッズの商品開発を行うとともに、記念貨幣、記念切手、ナンバープレートなどの特別プログラムを実施した。同時に、販売チャネルの面ではオンラインショップの開設やオンラインショップの全国展開を行った。新型コロナウイルス感染症の影響により多くの競技会場が無観客になったことを受け、大幅に規模を縮小して展開したことから競技会場等での売上上げは当初の予定を大きく下回った。一方、その対策として、販売促進活動を強化したことにより、大会開催期間中のオンラインショップ及びオンラインショップでの売上上げは飛躍的に向上した。

(ウ) チケットインゴ

チケット売上げ（チケットインゴ）は、組織委員会の収入の中で最も新型コロナウイルス感染症の影響を受けたことで、V5予算に計上されている900億円を大きく下回り、最終的には4億円となった。

的には4億円となった。

平成28年からチケット購入希望者との間で結節点の役割を担う TOKI02020ID（注10）をもとに、CRM（注11）施策を進めるとともに、平成30年からはチケットの販売促進活動を積極的に展開してきた。これらの取組を重ねることにより、一般販売に加え、関係者、学校連携観戦チケット、自治体等への販売を含めると、オリンピックとパラリンピックを合わせて約865万枚を販売していたことから、V5予算に計上されていた900億円を超える見込みであった。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、大会の開催が延期されたことに加え、一部の競技会場を除いて無観客での開催となったことから、販売済みのチケットの多くが払い戻されることになった。

イ その他の収入確保

その他、収入の確保に当たり、様々な方策が行われている。ホームページを中心に寄附を呼びかけることで、個人と団体から約12億円の寄附を受けるとともに、主要な経済団体に寄附の協力を要請することで、各経済団体に加盟をしている業界団体及び企業から約100億円の寄附を受けることができた。ほかにも、東京 2020 スポンサーシッププログラムとは別に、東京 2020 大会の独自の取組として、非営利団体（一部特例を含む）が対象となり、財政支援や運営支援により大会開催に貢献する東京 2020 オンラインコントリビューター制度を新たに構築した。

組織委員会の取組は、更なるスポンサーの獲得、公式ライセンス商品の販売促進、寄附金の募集などあらゆる方策を講じて所要の収入を確保する必要があるという前回報告書の要項事項に沿ったものとなっている。

上記のとおり、同一業種であっても複数社の参加を可能とするなどの斬新な取組により、マーケティング収入がこれまで最大となったこと等、組織委員会は積極的に収入確保に取り組んだ。

以上のように、組織委員会は様々な方策を講じて収入確保に努めてきた。その一方で、スポンサー契約等を巡って組織委員会元役員が受託収付容疑で逮捕され、その後起訴されるという事態が生じたことを鑑みると、今後の同種の大会開催におけるスポンサー選定等においては、一層の透明性の確保等が必要である。

（注7）組織委員会が大会運営に関連する費用等の財源となる収入を得るため、IOCの下で実施するマーケティングプログラムは、主に国内のスポンサーシップ、ライセンスング及びチケットインゴからなる。

国内のスポンサーシップは、契約することにより東京 2020 大会の呼称やエンブレム等のマークの使用などの権利を日本国内でのみ行使することが可能になる。
 ライセンスは、契約することにより東京 2020 大会に関するマーク等を使用して、契約したカテゴリーの商品を製造し、承認された販売チャネルを通して、日本国内でのみ販売することができる権利をもつ。
 チケットインゴは、チケットの発券や販売であり、より多くの人に観戦機会を提供する。

(注 8) 東京 2020 大会以外の大会の金額及び数値は監査事務局の調べによるものである。

(注 9) Tokyo2020 オリジナル・マーチャンドイズ

組織委員会が展開する商品で、東京 2020 オリビック・パラオリビックブランド商品市場を開拓するために、他のライセンス商品に先駆けて市場に投入され、消費者の関心を掘り起こすとともに需要動向等のマーケティング情報を収集し東京 2020 ライセンスプログラム全体の活性化を図るものである。

商品展開規模は、市場を活性化させる企画商品を中心に多品種少ロットで基本展開し、パイロット商品（アンテナショップ）としての役割を担う。

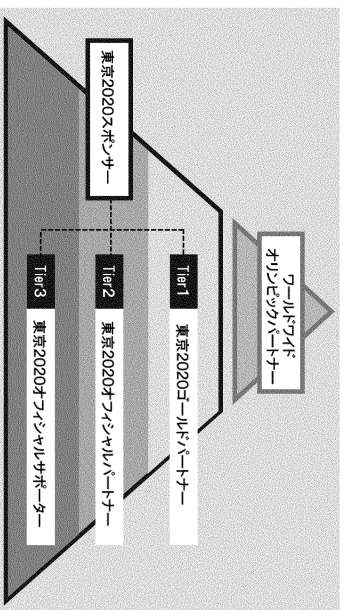
(注 10) TOKYO2020ITD

公式チケット販売サイトでチケットを購入する際に必要となるもの

(注 11) CRM (Customer Relationship Management)

購入者と良好な関係を築きながら、大会の関連情報やチケット情報の提供、メールマガジンの発行など状況に応じて購入者に対して適切な働きかけを行う管理手法のこと

(図 1) オリビックマーケティングのスポンサーシップ構造



(8) 情報公開
 ア 情報公開

組織委員会は、過去大会を通して初めて開催都市契約及び付属する関連文書を公表したほか、東京 2020 大会開催基本計画などの組織委員会に関することや大会に関することについて、ホームページに掲載することで、情報公開に努めている。

事業運営については、事業年度ごとに事業計画書と事業報告書を公表している。また、大会後までを見通した業務プロセスや人員体制等に係る方針、資源の有効利用をはじめとした持続可能性などに関する各種計画を示し、適時、事業の進捗の状況について公表している。このほか、旧エンブレムに係る不透明な選考過程についての反省を教訓として、大会の象徴となる新しいエンブレムやマスコットの選考などについては過程を開示することなど透明性を確保した。新しいエンブレムについては、公募を行い、エンブレム委員会での審査を経て最終候補作品を 4 案にまで絞った上で、国民への意見募集やエンブレム委員による記名式の投票を経て決定した。マスコットの選考についても、公募を行い、専門家による審査を経て最終候補に残った 3 案から決めるに際しては、国内外 1 万 6, 7 6 9 校の小学生による投票で決定して、透明化を図っていた。

財務については、期間損益に基づいた組織委員会の正味財産増減予算書と財務諸表だけではなく、大会経費について、平成 28 年の当初から生涯予算は毎年度改訂して公表している。さらに、大会経費について、令和 2 年 3 月末現在の執行状況を公表した上で、同年 6 月からは月次で各月末現在の執行状況を公表している。

調達については、取引を希望する事業者向けに調達方針や「入札参加にあたっての調達手続の流れ」などを示しながら、競争入札案件をホームページに日本語版と英語版で掲載するとともに、入札の結果について調達案件ごとに開札日時、契約者、契約金額及び契約期間を公表している。さらに、年度ごとに競争契約と随意契約の契約方法別に契約件数、契約総金額、落札比率を公表するとともに、契約案件名、契約方法及び契約者が記載された調達案件一覧も開示している。

調達のうち共同実施事業については、仮設等やセキュリティなどの項目の中で、事業ごとに、事業概要、並びにオリビック経費、パラオリビック経費及び新型コロナウイルス感染症対策関連経費における組織委員会、都及び国それぞれの負担金額を公表するとともに、契約件数ごとに契約者、調達方法及び契約金額について開示している。

また、理事会などについては、議事録や配布資料（一部を除く。）をホームページに掲載することに加えて、会議の後、記者への説明会を開催することによりメディアを介して情報を公開している。さらに、大会終了後の会場引渡しのスケジュールや保管場所の制約から医療用消耗品の一部を廃棄したことなどについてもプレス発表を通じて公表するとともに、暫定的な保管場所の確保及び各自治体や医療施設等への譲渡といった具体的な改善策について言及してい

る。

大会については、大会ビジョンや大会エンブレムをはじめとして、スケジュール及び競技結果、競技内容、競技会場、メダル、開会式・閉会式、チケットなどの情報について示すとともに、大会期間中は、大会関係者及び観客の新型コロナウイルス感染症の検査結果を毎日公表していた。

なお、都民・国民から提供を受けた使用済み携帯電話等から回収した金属によって、大会で使用するメダルをつくる「都市鉱山からつくる！みんなのメダルプロジェクト」は、必要となる金属量（部材ロス等の金属量を含む。）の情報を示して携帯電話等の回収を行った都民・国民参加型の取組であり、大会や資源再利用への機運を高めた。この結果、全メダルの金属を確保した。今後とも都民・国民と情報を共有しつつ、大会のレガシーとして、資源再利用への機運向上の一助となっていくことが期待される取組となった。

組織委員会の取組は、財務諸表、事業報告、理事会の議事録に加え、財務や事業運営全体の情報についても、できる限り早期に公開するよう努める必要があるという前回報告書の要望事項に沿ったものとなっていた。

上記のとおり、組織委員会の情報公開は、事業運営、財務、調達など、秘密保持情報を除き、様々な角度から行われていたが、理事会の議事録については、審議結果等の記載に留まっていることから、情報公開という観点からは審議の経過等を可能な限り記述するなど、透明性を確保していくことが求められる。

イ 非公開情報

情報公開については、上記のとおり様々な側面からなされており、例えば、理事会の議事録や資料についてもホームページから閲覧できるようにするなど、組織委員会は、利用者の利便性を踏まえた対応を行い、広く情報公開に取り組んでいた。しかし、スポンサー契約書、専任代理店契約書、ライセンス契約書等については秘密保持契約により守秘義務があるとしてその内容は公表されず、企業名、契約締結の事実、契約締結年月が理事会の報告資料に掲載されていたものの、契約金額については掲載されていなかった。

スポンサー契約等を巡って組織委員会元役員が受託収賄容疑で逮捕、起訴されるという事態が生じたことを鑑みると、情報公開という観点からは、今後こうしたスポンサー契約等についても、その内容を可能な限り公開していくことが求められる。

(9) 記録の保存と有効活用

記録の保存と承継、そして有効活用に当たっては、東京2020アーカイブ資産（以下「アーカイブ資産」という。注12）と法定保存文書が主なものとなる（P73以降参照）。

アーカイブ資産協定（注13）に基づき、アーカイブ資産は、令和4年7月をもって、アーカイブ組織（注14）のJOCに移管が完了した。このほか、大会運営の知識や情報については、大会開催の準備時点からIOCやIPCなどと緊密に連携をとって情報共有を図りながら、2022年北京大会、2024年パリ大会などの将来の大会の組織委員会に対し、競技会場や競技運営に関する視察の受入れや講義を通じて承継した。

法定保存文書については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号。以下「一般法人法」という。）第241条により、清算人は清算終了後10年間保存しなければならない。

一方で、大会の歴史的価値を承継するとともに、大会の開催経費等の検証を行うため、組織委員会が保有する全ての文書等の適切な保管及び承継に必要な措置を講じることで、大会に対する都民の信頼の向上を図ることを目的として、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会に係る文書等の保管及び承継に関する条例（令和2年東京都条例第51号。以下「条例」という。）が制定された。

条例では、文書等とは、組織委員会の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、組織委員会の職員が組織的に用いるものとして、組織委員会が保有しているものとされている。

その上で、条例により組織委員会は、文書等の適切な保管及び承継のために必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。

これを踏まえ、組織委員会は、文書を公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック大会組織委員会文書処理細則（以下「文書処理細則」という。）に基づき管理している。

文書処理細則では法人の事務は原則として全て文書で処理しなければならないとした上で、適正な文書の処理を進めるために各局に文書主任、各課（室）にファイル管理者を配置して、文書は規則的かつ統一的な文書記号及び文書番号をもって、文書収発簿で管理することとされている。また、文書処理細則には、必要な文書について関係機関へ適切に承継することが明記されている。なお、電磁的記録についてはハードディスクに保管されている。

文書の保存期間は解散までと規定されており、処理の完了した文書は随時収集・整理し、年度ごとに保管するとともに、文書が散逸しないよう、解散に向けて大会前の令和元年度から段階的に総務部門に文書の集約を行っていた。

なお、法定保存文書については清算終了の後に清算人が保存し、財務諸表等は引き続き公開されることで閲覧が可能であり、それ以外は裁判所の許可により閲覧が可能となる。

このように組織委員会は、大会の記録を適切に作成、保存し、情報が有効活用されるよう取り組んでおり、前回報告書の要望事項に沿ったものとなっている。

上記のとおり、組織委員会は、一般法人法、条例及び文書処理細則の規定に則して全ての文書を保管しており、組織委員会の解散後に適切に承継を行い、保存と有効活用が行われている。

(注12) アーカイブ資産
 東京 2020 大会及び関連イベントの開催並びに運営のために制作もしくは受領した資産のうち、東京 2020 大会の歴史的及び社会的価値を将来にわたって伝えるもので、聖火リレーのトーチ等の現物資産、東京 2020 大会の記録や運営ノウハウ等の文書資産の2つに分類される。

第32回オリリンピック競技大会(2020/東京)の資産及び知的財産権を含むあらゆる権利はIOCに帰属し、東京 2020 パラリンピック競技大会の資産及び知的財産権を含むあらゆる権利はIPCに帰属する。

(注13) アーカイブ資産協定

開催都市契約大会運営要件に基づき、アーカイブ資産を長期的に保存、管理及び利活用するために、IOC、IPC、JOC、公益財団法人日本パラスポーツ協会日本パラリンピック委員会(以下「JPC」という。)、都及び組織委員会が、令和3年8月に締結した協定

(注14) アーカイブ組織

アーカイブ資産の管理者として任命され、IOC及びIPCに代わって東京 2020 アーカイブ資産の保存、管理及び利活用の責任を担う組織。アーカイブ資産協定に基づき、JOCがアーカイブ組織とされた。

(10) 都による関与の状況

都は、大会時の都市活動や都民生活に与える影響を最小化するよう、都内競技会場周辺に関わる輸送やセキュリティ対策をはじめとした開催都市としての役割を果たすとともに、組織委員会と密接な協力関係を構築し、大会の準備及び開催に向けて様々な取組を進めてきた。

ア 事業協力団体への関与

東京都政策連携団体の指導監督等に関する要綱(平成31年3月19日付30総行革監第91号知事決定)に基づき、組織委員会を都の事業協力団体として位置付け、協力強化に向けて必要な関与を行うとともに、毎年度終了後に報告を受けることにより組織委員会の運営状況を把握している。

イ 財務・人事面における関与

都からの多数ある負担金の中で、重要かつ最も大きな割合を占めている共同実施事業について

では、共同実施事業管理委員会の下部組織である作業部会(東京都作業部会、パラリンピック作業部会、新型コロナウイルス感染症対策作業部会)で、組織委員会による入札等の前に案件ごとに必要性・効率性等の観点から確認が行われている。また、一定金額未満の案件については、都において同様の観点で確認が行われている。そして、組織委員会で事業が執行された後、作業部会、共同実施事業管理委員会及び都において実績確認がなされている。他の負担金についても、都は組織委員会で当該負担金の対象となる事業が執行された後、提出された実績報告について審査を行っている。

また、都は、平成28年3月に「東京2020オリリンピック・パラリンピック競技大会における都有財産の取扱いに関する方針」を策定し、組織委員会が東京2020大会等において、都の財産(競技会場、練習会場及び東京2020大会等で運営上必要となる施設のために使用する都有財産の土地建物等)を使用する場合は、貸付料、使用料及び占有料は無償とした。

人事面では、最大1,113名の都職員が組織委員会に派遣となり(給与は都負担で生涯第外)、組織委員会の業務に従事することで、組織委員会の業務運営を支えた。

ウ アーカイブ資産管理面における関与

開催都市契約大会運営要件により、組織委員会が解散した後も、アーカイブ資産を長期的に保存、管理及び利活用できるよう、関係当事者によりアーカイブ資産に関する協定を締結することとされている。これを受けて、アーカイブ資産について、アーカイブ組織となるJOCから、資産管理活用契約に基づき受託した資産管理・活用等機関(注15)が保存、管理及び利活用できるよう、令和3年8月に、IOC、IPC、JOC、JPC、都及び組織委員会により、アーカイブ資産協定が締結された。

条例では、このことに関連して、都は文書等の適切な保管及び承継のための仕組みを整えられるようJOCその他の関係機関に対して必要な協力を要請すると定めている。

また、条例により、都は組織委員会が保有する文書等の保管及び承継について、組織委員会に対し必要な指導及び調整を行うものとされており、これらに基づき、都は文書等の保管及び承継に向けた組織委員会の取組状況を把握するとともに、組織委員会で文書等の保管・管理の状況について確認を行った。

さらに、条例で、都は組織委員会からJOCその他の関係機関に承継された文書等について利用できるよう当該関係機関に要請するものと定められている。都は、できる限りアーカイブ資産が文書資産として利活用できるよう組織委員会に働きかけ、大会準備や運営に関する文書等は、国際スポーツイベントの主権者等が利活用できることとなった。また、このほか、大会の歴史的・社会的意義を伝える文書は、広く一般に公開できることとなった。

今後、都は、組織委員会からJOCに承継されたアーカイブ資産のうち都が管理することとなった資産について、資産管理活用契約に基づき、保存及び管理の上で利活用(※)を進め

ていくことが求められる。

エ 談合報道に関する調査及び国際スポーツ大会への都の関与のガイドラインの策定

令和4年11月20日に、テストイベント計画立案等業務委託等に関して組織委員会が発注した業務の契約を巡り談合が行われた疑いがあると報道された。これを受け、都は、令和4年11月24日に副知事をリーダーとする調査チームを立ち上げ、組織委員会における契約手続等の適正性について確認を行い、同年12月26日に「東京2020大会テストイベントに係る談合報道に関する調査 当面の調査状況について」(以下「当面の調査状況」という。)として公表をした。その後も、調査チームは、テストイベントや本大会の運営等の契約手続を確認するほか、組織委員会のガバナンスや内部統制におけるチェック体制の状況等についても確認するため、会計監査人との意見交換や関係者等に対するヒアリングの実施など調査を継続するとともに、後述する「東京都における国際スポーツ大会のガバナンス強化に向けた有識者会議」(以下「有識者会議」という。)からの助言も踏まえ、調査チームにおける外部有識者の指導及び助言のもとで調査を行っている。

また、国際スポーツ大会のガバナンスや情報公開、都の関与の在り方などについて、東京2020大会の経験も踏まえ、将来の国際大会に向けた改善を議論し、ガイドラインを策定するため、有識者会議が設置された。令和4年12月9日に第1回有識者会議が開催され、同月26日の第2回有識者会議で前述の調査チームによる当面の調査状況について報告がされるとともに、有識者会議による中間のまとめと併せてガバナンス等の大会運営組織による具体的な取組やその実現に向けた都の関与を明示した「国際スポーツ大会への東京都の関与のガイドライン」(以下「本ガイドライン」という。)が公表された。

令和7年に東京で2025年世界陸上競技選手権大会及び第25回アジア競技大会が開催されることに伴い、各大会の準備運営体制の構築に向けて、特性等を踏まえつつ、本ガイドラインは適用されていくこととなる。

都による関与は上記のとおりであった。

(注15) 資産管理・活用等機関

IOC及びIPCにより書面で承認された資産管理活用契約の条件に従い、IOC及びIPCからアライアンス資産協定に基づき付与されたアライアンス・ライセンスの行使を、アライアンス組織(JOC)に代わって行うことが可能となる機関

(※) 都は、都が管理することとなった一般公開可能な文書等について、令和4年10月25日から都立中央図書館にて閲覧を開始した。

(11) テストイベント計画立案等業務委託契約等

組織委員会の法人運営体制(P18参照)や予算執行管理(P24参照)については、前述のとおり、団体を運営して行く上で、通常求められる水準以上の運営体制は整えていたことを確認した。

しかしながら、元役員による受託収賄事件と、元幹部職員を含む談合事件が発生した。事件の解明や非違行為への対応は司法当局に委ねられることで、本監査で行うものではないが、本監査においても事実関係を検証し、将来に向けての課題等を述べていく。

また、元幹部職員が関与したとされる談合事件については、将来の同種の大会等運営への影響が非常に大きいと考えられる。本項目においては、検証の内容や将来に向けての課題等をまとめて記載する。

ア 検証の結果

(ア) コンプライアンスに関する教育・研修

コンプライアンスに関する教育・研修は、その計画の策定及び実施について審議するコンプライアンス委員会の下で、コンプライアンス委員会事務局が行っていた。

コンプライアンスとは、コンプライアンス規程(平成27年1月23日理事会決定)第2条第1項第1号及び第2号によると、業務上の運営及び行為に際し、法令又は行政上の通達・指針等及び組織委員会の規程等を守り、社会からの要請に適合させることをいうとされている。そのため、コンプライアンス委員会事務局が作成した「コンプライアンスの手引き」(2020年3月コンプライアンス委員会事務局)には、規程やルールは職員向けポータルサイトに掲載されていることを明示した上で、日常業務を行うに当たり基本となる規程やルールを伝えることを目的に、組織委員会の特性による事項を中心に以下のことが記載されている。

- ・ 公益財団法人について
- ・ みなし公務員について
- ・ 秘密情報管理
- ・ 個人情報管理
- ・ 情報機器の取扱い、ITセキュリティ
- ・ 著作権保護
- ・ 過重労働について
- ・ 反社会的勢力の排除
- ・ ハラスメント禁止
- ・ 相談窓口、公益通報制度
- ・ 行動規範、コンプライアンス体制

特に、みなし公務員については、組織委員会とは民間企業、関係団体など、国や都などの公務部門以外から多くの出向職員により組織運営が行われていたことから、平成32年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会特別措置法(平成27年法律第33号)により刑法等の罰則において公務員に対してのみ成立するとされている収賄罪などの犯罪等が組織委員会の役員及び職員にも成立することになることを示しつつ、詳細な内容及ぶ「みなし公務員Q&A」を作成していた。

あわせて、適正な手続、公正な情報及び秘密情報の管理の観点から契約などの特定のテーマについて定期的にコンプライアンス通信を発行することにより職員向けに周知を行っていた。

ところで、コンプライアンス規程第14条第4項では、役員及び職員は、継続的にコンプライアンス研修を受けなければならないとされている。

事務総長以下の幹部職員も含め職員に対してはみなし公務員をテーマとするコンプライアンス研修が行われていたことを確認するとともに、幹部職員も含め職員は研修を継続的に受講していることについて確認をした。また、幹部職員向けには、開収賄、利益相反、背任、談合などのほか、評議員、理事及び監事の責任を含む一般法人法などの法令等に係る内容を加えて、コンプライアンス研修が行われていた。

しかしながら、事務総長となっている専務理事(1名)及び副専務総長となっている常務理事(1名)については、前述のとおり職員としてコンプライアンス研修を受講しているものの、それ以外の理事(43名)(※)及び監事(2名)となる役員にはコンプライアンス研修は行われていなかった。組織委員会によれば、専務理事及び副専務総長となっている常務理事以外の役員は業務執行役員でない非常勤の役員であったため、役員を対象としたコンプライアンス研修の実施にまで至らなかったとのことであった。

(※) 令和3年11月30日時点

(イ) 利益相反

組織委員会では、人材についてはオールジャパンの協力体制のもと、主に、都、国、地方自治体及びボーンカーをはじめとする民間企業等から職員派遣及び出向等に関する協力を得ることとした。そのため、人員の体制としては、背景の異なる多種多様な人材により構成された組織となった。職員の数は契約職員や人材派遣等を含め大会の開催時に最大で6,954名に及び、そのうちボーンカーを始めとする民間企業等からは998名の出向を受け、それぞれの専門性や培ってきた知見を活かせる分野に配属された。

組織委員会が、限られた予算で制約がある中、大会の準備及び運営に関する事業を行うことを目的とする限定的組織である性格からすると、人件費を出向元が負担しつつ、職員の専門性を活かせる出向という形態は利点もある。

しかしながら、例えば、民間企業を出向元とする職員がおり、その出向元が契約の相手方となった場合、利益相反の関係が生じやすい状態となり得る。

また、ラストイベント計画立案等業務委託契約について利益相反の関係という観点から確認したところ、契約の仕様書を作成した部署において、応札企業からの出向者が配属されている状況となっていた。

(ウ) テストイベント計画立案等業務委託契約

a 予算管理手続について

テストイベント計画立案等業務委託契約全26件の調達予定金額や調達方法の妥当性など予算管理手続を確認したところ、契約を締結するまでに、予算マネージャーによる審査、経営会議における審議・了承、調達管理委員会における審議を経たものになっていた。

また、事案決定の稟議書は、一部で決裁区分の上位の職にある者が決定しているものが見られたが、これは問題ではなく、また、それ以外は決裁区分に従ってなされていた。なお、予定価格を作成する際に参考となる下見積りについては、関係資料の存在を確認できず、案件ごとに複数者から徴取していたことを確かめることができなかった。

b 契約方法等について

契約については、総合評価方式の一般競争入札(注16)により、価格だけではなく、技術点として対象競技の国際大会や各競技大会の実績等を総合的に評価して事業者を選定していた。また、入札参加者の応募については、入札への参加資格を含む事業者選定実施要領を組織委員会のホームページ及びビジネスチャンス・ナビ2020に掲載し、公表していた。

事業者の選定に当たっては、委員長1名、委員6名で構成(全て組織委員会の職員で構成されており、外部からの委員は含まれていなかった。)される事業者選定審査会を設置し、入札応募者からの技術提案書、見積書、審査当日のプレゼンテーション等により審査(採点)を行っていた。また、事業者決定基準を設け、採点については、100点満点とし、得点配分については、技術点70点、価格点30点としており、技術点と価格点の合計点が最も高い者を受託者としていた。技術点については、委員長及び委員の採点を平均した点数とした。

事業者選定審査会は、事業者選定審査会設置要綱により委員長が審査会を代表し、会務を掌握することとなり、また、委員の過半数の出席がなければ開くことはできないこととしていた(やむを得ない事由で審査会を欠席する場合は、委員長が代理のものを出席させて審査に加えることができる。)

(注16) 総合評価方式一般競争入札

総合評価方式一般競争入札は、入札価格と価格以外の他の要素である「評価項目」を総合的に評価し、指標である「評価点」が最も高い者を落札候補者とするもの

。 入札結果について

テストイベント計画立案等業務委託契約全26件の事業者審査会及び契約書類等を見たところ、以下の状況であったことを確認した。

17件が1者入札となっていた。

残りの9件中、8件は複数者入札（3者入札2件、2者入札6件）であり、1件については入札の参加者がいなかったことを理由とする特別契約（特命随意契約）であった。

d 審査結果の公表について

総合評価方式一般競争入札で行ったこれらのテストイベント計画立案等業務委託契約については、事業者選定実施要領において、「審査経過は公表しない。」としていたため、入札後に審査結果の得点を公表していない状況となっていた。組織委員会のホームページにおいては、案件名・契約方法・契約企業名については、公表していたことを確認した。

なお、都では、ホームページの入札情報サービスで入札経過調書を公表しているため、総合評価方式一般競争入札後においては、入札者の得点（価格点、技術点、合計点）を見ることができると見られる。

。 成果物について

テストイベント計画立案等業務委託契約の成果物（提出物）については、仕様書において4種類（対象会場計画精査報告書、対象会場運営計画精査報告書、対象競技運営計画精査報告書等を含む）、対象テストイベント実施予算計画書、対象競技テストイベント実施計画書）が定められていた。

契約の仕様書や賞書に基づき、上記の成果物が提出され、その内容も仕様書に沿ったものになっていたことを確認した。

(エ) 本大会の運営業務等の委託契約

。 特命理由について

テストイベントの実施運営や本大会の運営業務等の委託契約について、その特命理由を見たところ、概ね次の理由となっていたことを確認した。

・ テストイベント実施業務委託

テストイベント計画立案等業務委託契約において、内外の利害関係者との調整を通じて良好な関係を構築し、また、成果物の「テストイベント実施計画」等は、競技要件を熟知した上で、テストイベントの運営に必要な様々な項目を盛り込み、極めて精度の高い内容となっていること。

また、業務の基礎となる知見及び利害関係者との関係性が既に存在するため、業務内容の不理解や関係構築等余分な経費を削減でき、他者に比べて大きくコスト面のメリットが見込めること。テストイベントに向け、一刻も早く各所との調整を開始する必要性があることから、既に知見を蓄えている同事業者に引き続き実施業務に取り組みさせることは合理的であること。

・ オリジナル・パブリック競技大会運営に関する準備・運営業務委託

テストイベントの実施業務について、非常に明瞭かつ詳細な計画策定を行い、テストイベントを成功させている。また、競技・会場の特性を把握していることに加え、組織委員会を取り巻く状況やFAが細分化された特殊な組織体制であることによる課題等についても的確に把握が出来ることから、新規事業者が受託する場合と比べ、計画検討に要する時間短縮やコスト面において効率的に実施することが可能であること。

イ 検証の結果から導き出される今後の課題

(ア) コンプライアンスの徹底等

まず、幹部職員向けには、みなし公務員など職員向けに行ったコンプライアンス研修に加えて、談合といった独占禁止法などの法令等に係る内容のコンプライアンス研修が行われており、幹部職員が受講していることを確認したものの、元幹部職員が関与したとされる談合事件が発生したことを鑑みると、こうした研修を実効性のあるものとしていく必要がある。

次に、役員（非常勤を含む）に対しては、コンプライアンス規程に定められたとおり、継続的にコンプライアンス研修を行っていく必要がある。特に、役員については、みなし公務員など職員も対象となるコンプライアンスの分野だけではなく、理事及び監事の責任や義務などといった役員特有のコンプライアンスに関する規定が一般法人法等にあることから、役員を対象としたコンプライアンス研修が行われなかったことは、理事会の監督や監事の監査に当たり十分な基礎が形成されず、元役員による非遵行為発生の間接的な要因となった可能性もある。

あわせて、出向者の配属に当たっては担当者から決定権者に至るまで同一の出向元に偏らせず相互牽制を働かせること、出向者各々の権限の分配、責任の所在及び役割の分担を明確に定めること並びに組織委員会にて出向者が配属されている部署と密接な関連性をもつ出向元企業との間で利益相反関係が生じる可能性がある場合は、当該出向者による契約等の関与に制約を設けることなどについて考慮した組織づくりを行うことにより利益相反の防止の徹底が必要である。

(イ) 契約等財務会計上の留意点

テストイベント計画立案等業務委託契約等の業者選定については、組織委員会として定められた規則等により実施されていたことは確認したが、以下の点が今後の課題であると考えられる。

- a テストイベント計画立案等業務委託契約全26件のうち、1者だけの入札になっていたものが17件(契約)あり、全体の約7割弱にも及んでいた。これらの契約については、実質的な競争性が発揮されていたとは言えない状況にあり、今後の課題として、より実質的な競争性が確保されるよう、入札条件の設定等に留意することが必要である。
- b 事業者選定審査会における委員については、組織委員会によれば入札に参加した事業者を出向元とする委員はいないとの回答であったが、委員は組織委員会の職員だけで構成されていた。オンラインビッド・パブリック大会という多額の公費が投入された国民が注目する大会であることを踏まえれば、外部の委員を加えるなど、審査会の一層の透明性を確保することが求められ、今後の同種の審査会の委員選定においては改善が必要である。同様に、透明性確保の観点から、可能な限り入札に関する情報を公表して説明責任を果たす必要がある。
- c テストイベントの計画立案等業務委託を受託した業者は、続くテストイベントの実施業務や本大会の運営業務等を特別契約(特命随意契約)で受託していた。特命理由の一つとしている「受託業者が、極めて正確で精度の高いテストイベントの計画書を策定したことやテストイベントの実施業務を成功させたこと」については、客観的に受託者を評価した上で、特命理由の根拠を明確にしておくことが必要である。

6 平成29年の財政援助団体等監査結果への対応

前回の監査では、事業運営に関して様々な改善の要望を行ったところ、今回の報告書における「事業運営に関する評価」に記載したとおり、予算執行管理や調達適正化などの観点から改善が図られていた。

また、2件の指摘事項及び2件の意見・要望事項の対応については、都との事業共催に際しての協定締結手続の適正性の確保やその後策定する生涯予算に係る予算計画・見積方針の明確化などについて改善が図られた。なお、改善状況については、表12のとおりである。

(表12) 平成29年の財政援助団体等監査での指摘事項及び意見・要望事項に係る改善状況

区分	件名 (措置報告時期)	監査結果の要約	講じた措置の概要
指摘事項	履行確認等の手続について、規則改正や通知等により根拠を明確にするべきもの(平成30年第1回)	組織委員会における調達等手続について見ると、平成28年度までの検収手続につき、各部署担当者1名の確認(押印)のみで完了とされており、複数チェックによる決定行為がなされていないことが認められた。 組織委員会は、「随時改善をしております。内部で周知を図っております。」としているが、内部で各部署に対し説明会を実施したのみである。 組織委員会は、調達等手続における履行確認等の手続について、規則改正や通知等により根拠を明確にされた。	平成29年度以降は、所管部の管理職及び担当者が複数で履行状況を確認し、その確認の証しとして、必ず完了届に押印する仕組みに改善し、適切に運用されている。 また、当該運用の根拠を明確にするため、平成30年2月23日付けで企画財務局調達部長から各局(室)庶務担当課長宛てに通知を发出了。 既に、複数チェックによる履行確認を庶務担当課長会で周知するとともに、職員向け電子掲示板ポータルサイトに掲載している。
	協定締結を適正に行うべきもの(平成30年第1回)	都と組織委員会は、事業共催に際し、事業ごとに協定を締結し、役割分担及び費用負担を明確にしている。ところで、「IPC理事に対するプレゼンテーション及びIPC理事との意見交換会」の実施について見ると、組織委員会の稟議書によれば、平成27年10月23日の時点で、平成27年6月2日に遡って協定書の締結がなされていることが認められた。	局は、本指摘事項について、部内の課長代理会において周知し、事業共催に際しては、適正な手続を行うよう改めて注意喚起を行った。引き続き、部経理担当においても同様の案件が発生する場合には、早期の調整に努め、進歩管理を徹底していく。 組織委員会は、本指摘事項について、平成30年2月23日の庶務担当課長会で周知し、事業共催に際しては両者間で事前協議を十分にを行い、必ず書面での合意を踏まえて実施するよう改めて注意喚起を行った。